

令和

5年度版

学校ガイドブック



～ 地域や家庭のみなさまにもっと学校を知っていただくために ～

田原市立田原南部小学校

もくじ

学校概要

- P 1 … 田原南部小学校グランドデザイン
- P 2 … 職員構成（職員一覧・通学団担当・部活動顧問）、沿革の概要

学校生活

- P 3～4 … 楽しい学校生活を送るために
- P 5 … 日課表・下校時刻
- P 6 … 非常災害時の対応
- P 7 … 緊急連絡メールの運用
- P 8 … 出欠席について
- P 9 … 学校給食について
- P 10 … 学校生活でケガをしたら
- P 11 … 転出入の取扱い、教科書について
- P 12 … 給食費・教材費等の集金について、体操服等の購入方法

教育支援

- P 13 … 就学援助制度、スクールカウンセラー
- P 14 … 学校以外の公共相談窓口

その他

- P 15 … 登下校の送迎について、児童クラブについて、電話対応時刻について
- P 16～17 … 校区地図【安全マップ】
（地区別避難場所・子ども110番の場所・注意が必要な場所等）
- P 18～19 … メール配信登録について
- P 20～21 … タブレット端末活用ルール、タブレット端末の持ち帰りについて
- P 22.～22. … 田原南部小学校 Q&A



職員構成

総勢22名のスタッフで子どもの学びを支援しています

【職員一覧】			【部活動顧問】		
校長	渥美謙一	用務員	中村清美	運動（陸上・水泳・バスケットボール）	
教頭	林京一	学習指導員	佐久間聖子	佐藤春日	山本規正 鈴木庸子
教務主任	杉浦健吾	学校図書館司書	林恵里奈	小林佑太	鈴木通正
校務主任・にじ3担任	小笠原裕美	A L T	オリビア・スモック	音楽	
6年担任	山本規正	スクールカウンセラー	中村玲子	松元芹香	松本志奈
5年担任	鈴木通正			浅野七海	小笠原裕美
4年担任	佐藤春日				
3年担任	鈴木庸子				
2年担任	浅野七海	【通学団担当】		【学校医等】	
1年担任	松元芹香	門前	浅野七海	学校医	北山太郎
にじ1組担任	松本志奈	鋪地	松本志奈	歯科医	花井悠貴
にじ2組担任	小林佑太	東久保	鈴木庸子	薬剤師	大本邦子
養護教諭	三浦万由子	浅場	杉浦健吾		
事務職員	末永明大	黒河・極楽	松元芹香		
非常勤講師	太田孝子	原	三浦万由子		
非常勤講師	菫和良江	グリーンタウン	A小林佑太	B佐藤春日	C鈴木通正
通級指導教室担当	鵜飼敏恭		D小笠原裕美	E山本規正	

令和5年4月現在

沿革の概要

～創立から現在まで～ 田原南部小学校の歴史です

明治	6年	野田・大久保の2か村組合で、第24番小学校が設置される（鋪地）	平成	22年	学習指導研究発表会（国語） PTA研究発表（市P連・三河P連）
	11年	独立して、大久保小学校を創立（杵島神社跡地）		24年	南校舎外壁改修工事
	40年	町村合併により、田原町南部尋常高等小学校と改称する		25年	体育館渡り改修工事
大正	12年	現在地に移転（大正12年1月22日）		26年	体育館屋根改修工事、遊具設置
昭和	22年	田原町立田原南部小学校と改称する		27年	校舎南棟1階廊下改修工事、プール改修工事
	43年	新校舎（鉄筋2階）建設、校地造成		28年	職員トイレ改修工事、倉庫増設
	50年	プール建設			プール濾過器取替工事
	54年	屋内運動場建設、校地拡張、校歌・校旗制定		29年	校舎南棟1階教室増築工事、藤尾山下山道階段設置
	55年	特別教室棟建設			校舎南棟1階廊下天井改修工事、うさぎ小屋設置
	60年	運動場南斜面に「なんぶのよい子」を拓植で植栽		30年	藤尾山登山道階段設置、児童会室改修工事
	63年	ふじおランド造成			児童用トイレ一部洋式化工事、特別支援学級新設
平成	4年	全日本健康推進学校優秀校 「すこやか賞」受賞	令和	元年	特別支援学級増設（にじ2、にじ3）、教室エアコン設置 体育館吊り天井撤去 新型コロナによる臨時休校
	9年	コンピュータ教室設置		2年	学校保健研究発表
	10年	全日本学校関係緑化コンクール 学校林活動の部「農林水産大臣賞」受賞			Wi-Fi環境整備工事（一人一台タブレット配置） 特別教室扇風機設置工事
	12年	校舎教室棟児童用便所耐震工事		3年	南校舎北側雨水排水管設置工事
	15年	市制施行により、田原市立田原南部小学校と改称（平成15年8月20日）			屋外運動場周辺樹木剪定作業
	21年	ふじおランドに屋外ステージ建設		4年	田原市教育委員会課題研究委嘱

楽しい学校生活を送るために

服装

- ・いつも清潔な身なりを心掛ける。
- ・登下校中は名札を着用しない。（学校では名札をつける。）
- ・上履きを正しく履く。
- ・ハンカチ、ティッシュを忘れないようにする。

登校

- ・交通安全のきまりを守って登校する。
- ・通学団ごとに並んで登校する。（午前7時50分から午前8時00分までに着くように）
- ・地域の人をはじめ、友達や先生に進んであいさつする。
- ・欠席するときは、学校と通学班へ連絡する。
（遅刻・欠席の連絡は、連絡フォームまたは電話で午前8時頃までの間に）
- ・午前8時15分以後は遅刻、最終時限以前の下校は早退扱いとする。

学習

- ・始業の合図とともに、学習を始める。
- ・あいさつ・返事をしっかり言う。
- ・正しい姿勢で学習ができるようにする。
- ・先生や友達の話をよく聞き、よく考えて発表する。
- ・次の学習が始まるまでに、次の学習の準備をしておく。
- ・机の中やロッカーの中を整頓する。

休み時間

- ・廊下は、静かに右側を歩く。
- ・天気の良い日は、外へ出て元気に遊ぶ。（運動場、遊び場など決められた場所で）
- ・雨の日は、教室で静かに過ごす。
- ・休み時間は、門の外へ出ない。
- ・職員室の出入りは、あいさつをする。
- ・職員室の中では、静かに話をする。
- ・校内でお客さんに会ったら会釈やあいさつをする。
- ・上履きや体育館シューズで外へ出ない。
- ・わくわくランドで「おにごっこ」等の遊びはしない。
- ・校舎ののり面にのらない。



給食

- ・当番の人は、身支度、手洗い、配膳、後片付けが上手にできるように工夫する。
- ・当番でない人は、手を洗いをしたら席に着いて静かに待つ。
- ・始めと終わりのあいさつは、そろってする。
- ・正しい姿勢で食べる。（口の中に食べ物を入れたまま話したり、歩いたりしない。）
- ・好き嫌いをなく食べるように努力する。
- ・食器は、大切に扱いきちんと返す。
- ・放送が始まったらよく聞く。

清掃

- ・清掃の開始時刻を守って、清掃にとりかかる。
- ・始めと終わりのあいさつをしっかりする。
- ・協力して順序よく、時間内にすます。
- ・むだ話をしないで真剣にする。
- ・道具などの後片付けをきちんとする。



下校

- ・下校は、通学団別に集まって、決まった時刻にきちんと並んで帰る。
- ・最終下校は 原則日没40分前※夏季については午後4時45分を最終下校時刻とする。
- ・下校時は、なるべく一人にならないようにし、寄り道をせず帰宅する。

家庭での過ごし方

- ・健康な生活をするように努める。
- ・毎日継続的に勉強する。
- ・校区外へ行くときは、保護者の許可を得る。
- ・夜間の外出、外泊は原則として保護者同伴とする。
- ・大型店、飲食店、映画館、ゲームセンター、ボウリング場、カラオケボックス等に行く場合は、保護者同伴とする。
- ・遊びに行く時、行き先や帰宅時刻を家の人に知らせる。
- ・豊川用水路、川、池、崖など危ない所では、遊ばない。
- ・危ない遊びや迷惑になる遊びをしない。
- ・自転車に乗る時はヘルメットをかぶり、交通安全のきまりを守る。
- ・午後8時以降は、インターネットを利用したメールやLINE、SNSの書込・投稿を行わない。
- ・先生たちの研修などで早く帰る日は、午後3時まで家庭学習とする。

その他

- ・いつも正しい言葉遣いをする。
- ・自分の持ち物には、すべて名前を書く。
- ・通学には、※ヘルメットをかぶる。防犯ホイッスルか防犯ブザーを身に付ける。
※夏期（6月～10月）における通学は、帽子・リュックサックにしてもよい。また必要に応じて、ネッククーラーも可とする。（熱中症対策として）
※寒い時期において、登下校では、必要に応じて手袋・ネックウオーマー（マフラーは禁止）を使用してもよい。
- ・くつやトイレのスリッパなどは、かかとを揃えて整頓する。
- ・忘れ物をした時、家に取りに行ったり、電話をかけて持ってきてもらったりしない。
- ・時間割を見て忘れ物がないか確かめ、いらぬお金や学習に関係ないものを持ってこない。

日課表・下校時刻

授業は何時間目まであるの？

何時に下校するの？

	月	火	水	木	金
8:15～8:25	朝会	朝の読書			
8:25～8:40		朝の会			
8:40～9:25 1限	1	2	3	4	5
9:25～9:35	休み時間				
9:35～10:20 2限	6	7	8	9	10
10:20～10:40	サンサuntime				
10:40～11:25 3限	11	12	13	14	15
11:25～11:35	休み時間				
11:35～12:20 4限	16	17	18	19	20
12:20～13:10	給食				
13:10～13:30	清掃	のびのびタイム	清掃	昼休み	清掃
13:30～13:50	昼休み			13:30～14:15 5限 24	昼休み
13:50～14:35 5限	21	22	23	帰りの会	25
14:35～14:50	帰りの会			一斉下校 14:35 委員会・クラブ 14:35～15:20 (委)5・6年下校 (ク)4～6年下校 15:30	帰りの会
14:55～15:40 6限	26	27	28		29
15:50～	学年下校	部活動	部活動		部活動

～下校時刻の目安～

<1年生>

月・火・水・金…14:55

木…14:35

<2年生>

月・火・金…14:55

水…15:50

木…14:35

<3年生>

月…14:55

火・水・金…15:50

木…14:35

<4年生>

月…15:50

木…14:35 (クラブなし)

15:30 (クラブあり)

火・水・金は部活動あり

<5・6年生>

月…15:50

木…14:35 (クラブ・委員会なし)

15:30 (クラブ・委員会あり)

火・水・金は部活動あり

・午前8時15分以後の登校は遅刻、最終時限以前の下校は早退扱いとします。

・毎月の下校時刻は下校時刻表にてお知らせいたします。

※原則は上記の時刻ですが、行事等で下校時刻が変わる場合があります。

変更がある場合は、事前に連絡いたします。

～部活動時の下校時刻～

4月上旬～10月中旬…16:45

10月下旬 …16:20

11月上旬 …16:05

11月下旬 …16:00

1月下旬 …16:30

2月上旬 …16:40

2月中旬～3月下旬…16:45

一部活動を実施しない期間—

5月16日(火)～5月20日(土)

5月30日(火)～6月9日(金)

10月17日(火)～10月27日(金)

11月28日(火)～1月12日(金)



非常災害時の対応

台風や地震、局地的豪雨が発生した時は
どうしたらいいの？

台風

田原市に「暴風警報」が発令された場合

※暴風雪警報も含みます
原則として、大雨警報のみの発令であった場合は該当しません

学校にいるときに発令された場合

授業を中止して一斉下校（通学団担当教員が引率）
天候通学路の状況によっては、学校待機、引き渡しの判断をします

家にいるときに発令された場合

警報が解除された時刻によって右のような対応になります
ただし、道路の冠水や河川の増水等で登校が困難な場合は、学校へ連絡の上、保護者の判断で登校を見合わせてください

6:00までに解除
平常通りの授業

6:00以降に解除
臨時休校

地震

気象庁より「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

南海トラフ地震の発生の可能性が高まったと評価された時①～③のいずれかが発表される

①調査中

在宅中：自宅待機
登下校中：そのまま登下校
在校中：学校内に留める

続報として②、③、④の情報が発表

②巨大地震警戒

在宅中：学校からの連絡があるまで自宅待機
在校中：グリーンかの集会所（公園）へ避難後、保護者への引き渡し
※あおぞら園を避難場所にする場合もある

③巨大地震注意

在宅中：学校からの連絡があるまで自宅待機
在校中：①～③のいずれかの対応を行う
①学校からの一斉下校
②学校からの引き渡し下校
③②の巨大地震警戒と同じ対応

②、③のいずれにも当てはまらない場合

④調査終了

通常に戻る。登下校についても、通常通り行う

大地震発生時 (本市震度5弱以上)

在宅中・在校中：②の巨大地震警戒と同じ対応をする

登下校中：通学路付近の安全な場所で避難・待機する。様子を見て、登校中なら学校へ、下校中なら各集会所・市民館へ向かい、教員または保護者と合流する
※極楽・黒河は、登校中ならグリーンかの公園で待機する
※原北は、下校中ならマルカワで待機する

大雨

大雨により学校北側斜面崩落の兆候が確認された場合

南側校舎2階へ避難した上で、①または②の対応を行う
①保護者への引き渡し下校（雨や道路の冠水状況により判断）
②市へ災害救助要請

登校時に雷や大雨等で子どもの登校の安全に心配がある場合

○安全が保証されるまで自宅待機させる、もしくは保護者が送り届けるなど、各家庭で判断し対応する
* その際には遅刻扱いにはいたしません、授業は平常通り行います
* 通学班で連絡を取り合って、安全な登校をお願いします

緊急連絡メールの運用

行事日程の変更や緊急時連絡をメールで発信します

緊急連絡メールの配信内容

行事日程等の変更、学級閉鎖、台風や事件発生に伴う緊急帰宅、その他の緊急情報を校長の判断のもと、「ライデン・スクール」を利用してメール配信します。

登録のお願い

登録は任意ですが、携帯電話をお持ちでメール機能が使える方は、できるだけご家族で複数登録をお願いします。

※メール未登録の方につきましては、電話連絡を行います。

登録の方法は、学校ガイドブック18・19ページ「メール配信新規登録について」のとおりです。

【登録上の注意点】

- 児童の名前で登録をお願いします。兄弟姉妹がいる場合は、お手数ですがそれぞれの学年ごとに登録をお願いします。※全学年メールを送信した場合は1通のみメールが配信されます。
- ご家族で複数登録する場合、児童の名前の後ろに続柄を登録してください。
例：『〇〇（母）』『〇〇（父）』『〇〇（祖父）』『〇〇（祖母）』
- 緊急連絡用であるためすぐに確認できるメールアドレスでの登録をお願いします。
- 迷惑メール設定していると登録に必要なメールが届きません。ドメイン指定受信設定を行ってください。

メールアドレス変更・退会方法

メールアドレスを変更した場合は、学校にご連絡をお願いします。学校で登録アドレスを削除しますので、初めて登録した時と同じ方法で登録をお願いします。退会したい場合は、退会前に学校へご連絡ください。

受信メール確認方法「開封確認メールの場合」

内容によっては、「開封確認」が必要となります。開封確認メールの場合は、文末にURLが記載されます。URLに接続していただくことにより、メールを見たことを学校側で確認できます。※受信したメールアドレスに返信しても学校には届きませんのでご注意ください。

「開封確認メール」を配信した場合、メール未読の保護者に対しては、電話連絡いたします。お手数ですがメールが届いたら早めに本文を確認し、「開封確認」をお願いします。

注意事項

- 登録は無料ですが、通信にかかるパケット代は登録者負担となりますのでご了承ください。
- ネットワーク障害や大規模災害などのときは遅延や通信不能になる場合があります。
- 利用している携帯端末会社のシステムや電波状況等により通信不能になる場合があります。

個人情報保護について

登録していただいたメールアドレスは、漏えいのないよう「株式会社アルカディア」が責任を持って一括管理します。また、本システムは学校側からはもちろん、誰もメールアドレスの確認ができない仕組みになっていますので、安心してご登録ください。

出欠席について

学校を休んでも欠席扱いにならないときは？

遅刻・欠席をするとき

遅刻・欠席をするときは右記のQRコードから、欠席・早退・遅刻連絡フォーム画面へアクセスし、質問事項に沿って回答を入力し送信してください。

- ・欠席・早退・遅刻する当日の午前8時10分までに送信してください。
- ・感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ等）の場合は電話でお願いします。
- ・担任または学校へ直接伝えたいことがある場合も電話でお願いします。



欠席・早退・遅刻連絡
フォームQRコード

感染症にかかったとき

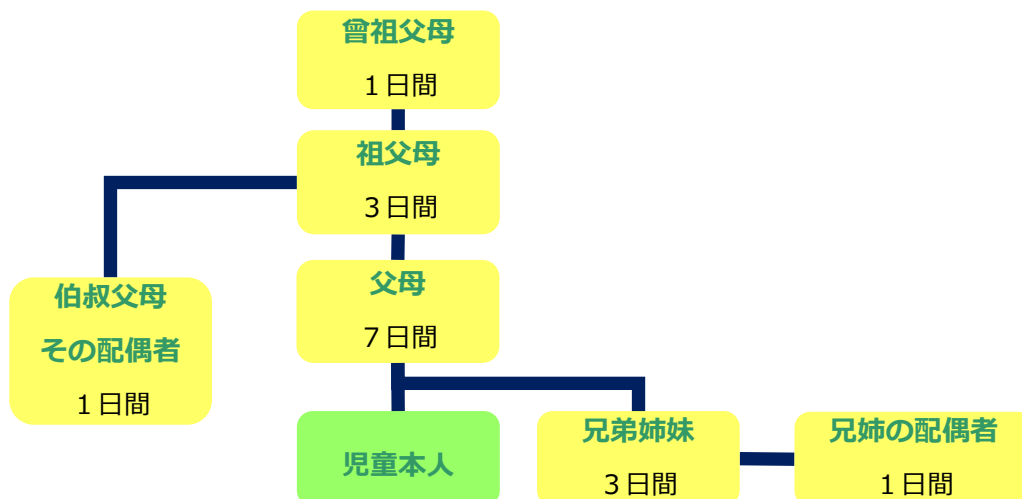
特定の病気にかかったときは、病気の感染を予防するために以下の表を基準として「出席停止」扱いとなります。

No	病名	出席停止の基準
1	インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで
3	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
6	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
9	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
10	髄膜炎菌性髄膜炎	
11	腸管出血性大腸菌感染症	
12	流行性角結膜炎	
13	急性出血性結膜炎	

※以前は、医療機関から「出席停止意見書」が発行されていましたが、現在は発行されません。
治療後に学校からお渡りする「感染症の報告」用紙を記入して提出してください。

親族に不幸があったとき

親族に不幸があり葬儀などに参列するようなとき、以下の図を基準として「忌引き」扱いとなります。



学校給食について

欠食の取扱いと食物アレルギーの対応について

学級閉鎖等による給食数の変更(欠食)について

感染症罹患などによる学級閉鎖の場合、学校の判断により欠食手続きを行います。

その際は学校より家庭へ連絡をいたします。

※個人の出席停止は対象としないので、ご了承ください。

※入院など長期に渡る欠席の場合は、希望により欠食手続きを行います。一度学校へご相談ください。

アレルギー除去食の提供

食物アレルギーを持つ児童にも安心して給食を食べていただけるように、アレルギー除去食の提供も行っております。対応する原因物質は下記にあるアレルギー表示対象品目です。医師から食物アレルギーの診断(アレルギーの特定)を受け、食事療法の指示を受けた場合は、学校までご相談ください。

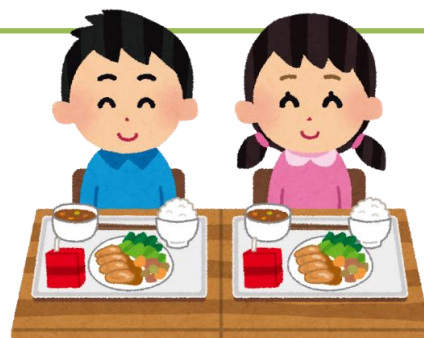
アレルギー表示対象品目

○特定原材料(7品目)

小麦、そば、たまご、乳、落花生、えび、かに

○準特定原材料(21品目)

あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、バナナ、ごま、カシューナッツ、アーモンド



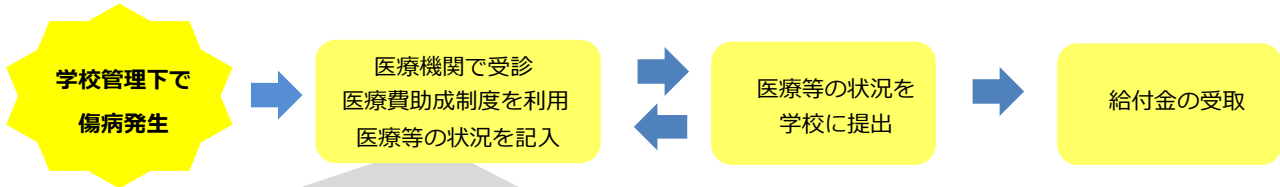
学校生活でケガをしたら

日本スポーツ振興センターとは？

日本スポーツ振興センターの災害共済給付

児童が安心して学校生活をおくれるように、独立行政法人日本スポーツ振興センターが管掌する災害共済給付制度に加入していただいております。これは児童が学校生活の中でケガなどをした場合に、かかった医療費などを基金（国・市町村・保護者の三者から拠出）から負担してもらえるといたった制度です。（田原市では、保護者負担はありません）

令和5年度から、保護者の負担軽減のため、学校でのけがの場合も子ども医療・母子父子家庭等医療・障害者医療等の「医療費助成制度」を利用できるように変更となりました。



「医療費助成制度」により保護者負担が0円の場合

医療費	医療費助成制度	=	保護者負担なし
給付金	1割	←	医療に伴って要する費用を給付

窓口で保護者負担をした場合

医療費	各健康保険 7割	3割	=	3割を自己負担
給付金	3割	+	1割	← 自己負担額3割に医療に伴って要する費用を加算しを給付

申請対象

- ・学校の教育計画に基づく指導を受けているときであることや決められた通学路であること
- ・医療保険の診療で、診療報酬点数が500点（初診から治癒までの医療費と調剤費等の合算額）以上の場合であること

注意点

- ・給付金の受け取りは高額になる場合があるため、学校で保護者の方に直接お渡しします。
- ・医療費助成制度を利用し、窓口負担が0円でもスポーツ振興センターへ申請をしていただきます。
- ・お子さんが帰宅した後に痛みがあり病院を受診されるなどの場合も、学校でのけがで病院にいかれたら、必ず担任または養護教諭にご連絡ください。
- ・学校管理下の負傷または疾病が治った後に残った障害についても給付される場合があるため、一度ご相談ください。

管理下での傷病でも申請できない場合

- ・交通事故などの第三者行為の場合
- ・医療保険外診療の場合

令和5年4月1日現在

転出入の取扱い

転校するときはどうしたらいいの？

転校手続き（例）

①南部小学校へ転校の申し出

・担任へ「転居予定日」「転居先（市町村）」を伝える。

④南部小学校から転校

・最終登校日までに「在学証明書」「教科書用図書給与証明書」を受領する。

②田原市役所市民課で転居手続き

・田原市外への転居の場合は、転居予定日の14日前から。

⑤転入先学校

・「在学証明書」「教科書用図書給与証明書」を提出する。

③転居先市役所担当課

・転居手続きをする。
・転居先学校の決定。

・在学証明書

学籍をはじめとする、学校間の引き継ぎのための書類

・教科書用図書給与証明書

使っている教科書が転入先学校で使用するものと同じかどうかを確認するための書類。教科書は新しい学校でも使用する可能性がありますので、処分しないでください。

教科書について

どんな教科書を使っているの？

紛失してしまったらどうしたらいいの？

使用教科書・配付時期

義務教育である小中学校では、使用される教科書は無償で給与されることとなっています。本校で使用する教科書は下の表のとおりとなっています。また、視覚に障害を持つ児童のために、検定済みの教科書の文字や図を拡大等して複製した「拡大教科書」というものもあります。使用を希望される場合は学校までご相談ください。

教科	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	■	■	■	■	■	■
書写	■	■	■	■	■	■
社会			■	→	■	■
地図			■	→	→	→
算数	■	■	■	■	■	■
理科			■	■	■	■
生活	■	→				
音楽	■	■	■	■	■	■
図工	■	→	■	→	■	→
家庭					■	→
保健			■	→	■	→
道徳	■	■	■	■	■	■
英語			■	■	■	■

■：配付時期

4月入学式・始業式および9月始業式

【注意！】

社会（3・4）下、地図帳（3・4・5・6）

生活（1・2）下

図工（1・2）（3・4）（5・6）

家庭科（5・6）

保健（3・4）（5・6）

は2年間（地図帳は4年間）使用するため、担任の指示があるまでは大切に保管してください。

教科書を紛失してしまったら

教科書の無償給与は原則1回限りと決められています。もしも教科書を紛失してしまったり、破損して使用できなくなってしまったりした場合は保護者の負担で購入していただくことになります。また、転校などで転入前の学校と違う教科書を使用することになった場合には、異なる教科書に限り無償で給与されます。

給食費・教材費等の集金について

保護者に負担していただくお金です

学校の教育活動を支え充実したものにしていくために、PTA活動や児童個人に還元されるものについては、保護者の方に負担していただいています。ご理解とご協力をお願いいたします。

費目	主な内訳	預かり金額	集金方法
給食費	給食にかかる材料費	毎月約4,000円（1食あたり230円） 月末に「諸費集金について」でお知らせします。	※毎月10日前後に口座振替にて集金
教材費 学級費	ドリルやワークブックなどの副教材、 工作や料理実習などの材料、校外学習 の費用等	年度や学年によって金額が異なります。 月末に「諸費集金について」でお知らせします。	
PTA会費	PTA活動のための諸費用	年3,600円（1世帯あたり） ※PTA総会の承認により決定します。	PTA委員が集金

給食費および教材費・学級費の集金について、毎月25日前後に学年毎の「諸費現金集金について」で各家庭にお知らせし、翌月10日前後に「豊橋商工信用組合」または「愛知みなみ農業協同組合」の個人口座から学校の預かり金口座へ振替をさせていただいています。入学時（転入時）にどちらかの金融機関の預金口座を用意していただき「預金口座振替依頼書」の提出をお願いしています。在学中に預金口座の変更を希望する場合は、学校までご連絡ください。

※「愛知みなみ農業協同組合」は、一世帯あたり振替手数料が55円かかります。

体操服等の購入方法

学校生活で使用する物品の購入方法は？

学校生活で使用する物品の購入方法について以下の通りです。

物品名	購入方法	販売店／取扱業者	学校指定
体操服 体育館シューズ	右記の販売店でご購入ください。	【販売店】 ①学生服のオグリ 住所：田原市田原町本町39-14 電話：0531-22-0479	○
ヘルメット 赤白帽子 エプロンセット 水着・水泳帽子 ※夏用通学帽子 (使用期間6月～10月)		②紺丈衣料品店 住所：田原市田原町萱町60-2 電話：0531-22-0164	△
名札		【取扱業者】 早川大洋堂	○

○：学校指定 △：特に指定はありません

水着は、スクール水着またはそれに準じた水着をご用意ください。

ラッシュガードは、水の抵抗で泳ぎにくくなるため、着用しないことが望ましいです。健康上の理由で着用を希望される場合は、その旨を参加希望調査にてお知らせください。日焼け等もありますので、着用の際は、健康調査の時にお知らせください。また、フードがなく華美でないもの、お子さんの体にフィットするものをご用意ください。

就学援助制度

経済的理由な理由をかかえている保護者の方へ

就学援助制度とは？

田原市では、小中学校へ通学させる上で経済的に配慮を要する家庭に対して学用品費や給食費等を援助する事業を行っております。申請を希望される場合や相談がある場合は**学校**（Tel0531-22-0479）又は**田原市教育委員会教育総務課**（Tel0531-23-3530）までお問い合わせください。

援助を受けられる基準

田原市在住で下記に該当するご家庭

- ① 生活保護を受けている。
- ② 生活保護が停止または廃止になった。
- ③ 市民税が非課税または減免された。
- ④ 個人事業税または固定資産税が減免された。
- ⑤ 国民年金の掛金が減免された、または国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された。
- ⑥ 児童扶養手当が支給された。
- ⑦ 生活福祉資金の貸付を受けた。
- ⑧ 保護者が失業対策事業適格者手帳を持っている、または職業安定所登録日雇労働者である。
- ⑨ その他、経済的に困窮している。

援助の内容

学用品費、通学用品費、修学旅行費、新入学学用品費、学校給食費

※援助額は学年により異なります。

スクールカウンセラー

子育てにお悩みの保護者の方へ

スクールカウンセラーとは？

「スクールカウンセラー」とは、各小学校にカウンセラーが定期的に巡回し、お子さんの生活について、心配なことやお困りのことがある場合に、保護者の方が相談をすることができる制度です。カウンセラーがお子さんの学校での様子を見た上で、お話をすることができます。

ご希望の方は、担任を通してお知らせください。

詳しい内容がお聞きになりたい方は、学校まで連絡をお願いします。



学校以外の公共相談窓口

いじめ・不登校・子育てなどでお悩みの方へ

田原市教育サポートセンター

いじめに悩んだり、登校できない児童や生徒の相談に専門の相談員が応じます。相談員は、必要に応じ、家庭や学校にも出向きます。カウンセラーによるカウンセリングも予約制で行っています。

相談受付日時

月曜日～金曜日
午前9時30分から午後4時まで

会場

ふるさと教育センター内

- 教育相談ダイヤル
電話：0531-36-4732
- 教育・いじめ相談ダイヤル
電話：0531-36-4010
※時間外でお急ぎの際は、「こどもSOSほっとライン24」電話：0120-0-78310（全国共通ダイヤル）へお電話ください。

電子メール：soudan@city.tahara.aichi.jp

電話相談窓口

いじめのこと、友達のこと、学校のこと、家庭のことなど、なんでも相談して下さい。

電話相談窓口一覧

電話相談窓口	曜日	時間	電話番号
いじめ・不登校等家庭教育相談窓口 (愛知県教育委員会生涯学習課)	月曜日～金曜日	午前9時～午後4時	052-961-0900
一般教育相談：面接相談(要予約) (愛知県総合教育センター)	祝日年末年始を除く 月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	0561-38-2217
教育相談「こころの電話」 (愛知県教育・スポーツ振興財団)	年末年始を除く 毎日	午前10時～午後10時	052-261-9671
子ども・家庭110番 (愛知県児童相談センター)	祝日年末年始を除く 月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	052-953-4152
ヤングテレホン (愛知県警察本部)	祝日年末年始を除く 月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	052-951-7867
子ども人権110番 (名古屋法務局)	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	0120-007110
いじめ ほっとライン24	毎日	24時間体制 (注) 午後10時～翌朝午前10時は、 いじめに関する相談のみ	0570-078310 または 052-261-9671
子ども若者総合相談窓口 (田原市生涯学習課)	月曜日～金曜日	午前9時30分～午後4時	0531-36-6453

※田原市ホームページから抜粋 トップページ> 子育て・教育・スポーツ> 教育・文化> 学校教育> 教育相談
(令和5年4月現在)

登下校の送迎について

車で送迎のときは？

がんばり坂南のスクールゾーンでの車の通行について

登下校時に雨で児童を送迎するときなど、車の出入りが多い場合は、車は西側（渥美方面）から入り、東側（田原方面）から出るようにしてください。また、スクールゾーンで児童が車を乗り降りする場合は、なるべく左側のドアからお願いします。

下校時の迎えについて

下校の途中でお子さんを車に乗せて帰ることのないようにお願いします。また、お迎えでの車の移動は、徒歩で下校する児童がいなくなってからお願いします。

児童クラブについて

児童クラブとは？

児童クラブとは？

児童クラブとは、就労などの理由で昼間自宅に保護者がいない児童のために、適切な生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。入所を希望するご家庭は**田原市役所 生涯学習課学習係**（Tel.0531-23-3635）までお問い合わせください。

～保護者の方へお願い～

児童クラブへお子さんを通わせる保護者の方は、**下校先が自宅である場合は必ず連絡帳等で担任へお伝えください。**

電話対応時刻について

学校に連絡をしたい

教職員の電話対応について

教職員の勤務時間外に外部から学校にかかる電話について、田原市内統一で、職員が対応する時刻に制限を設けさせていただきます。

平日の午後6時30分～翌朝7時30分まで職員の有無にかかわらず電話対応を行いません。

土日祝日の電話対応は行いません。ただし部活動が行われる場合の欠席連絡や問い合わせは可能な範囲で部活動担当者が対応いたします。

夏休み学校閉庁日（例年8月14日前後）は田原市教育委員会にご連絡ください。

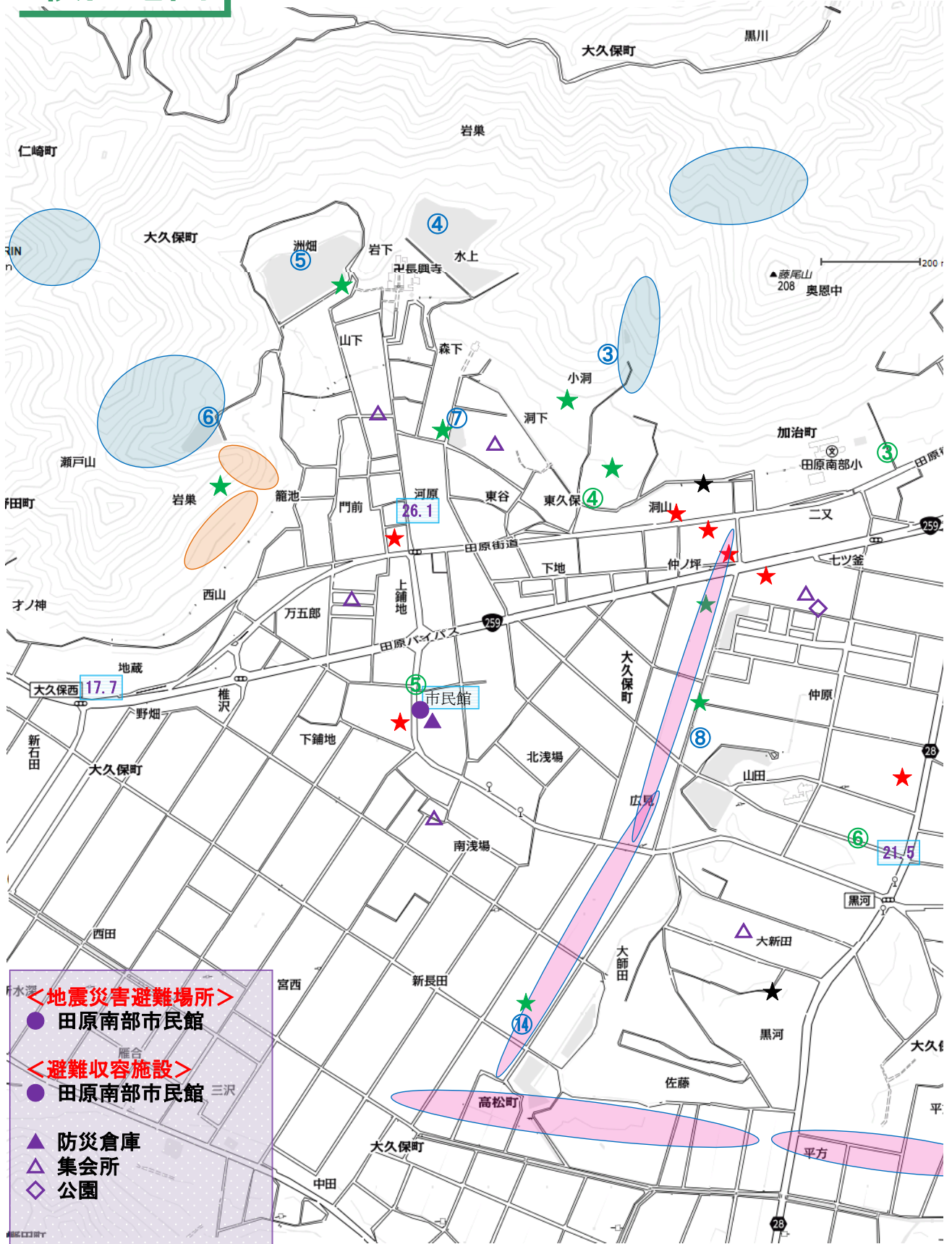
緊急の場合は以下の番号にご連絡をお願いします。

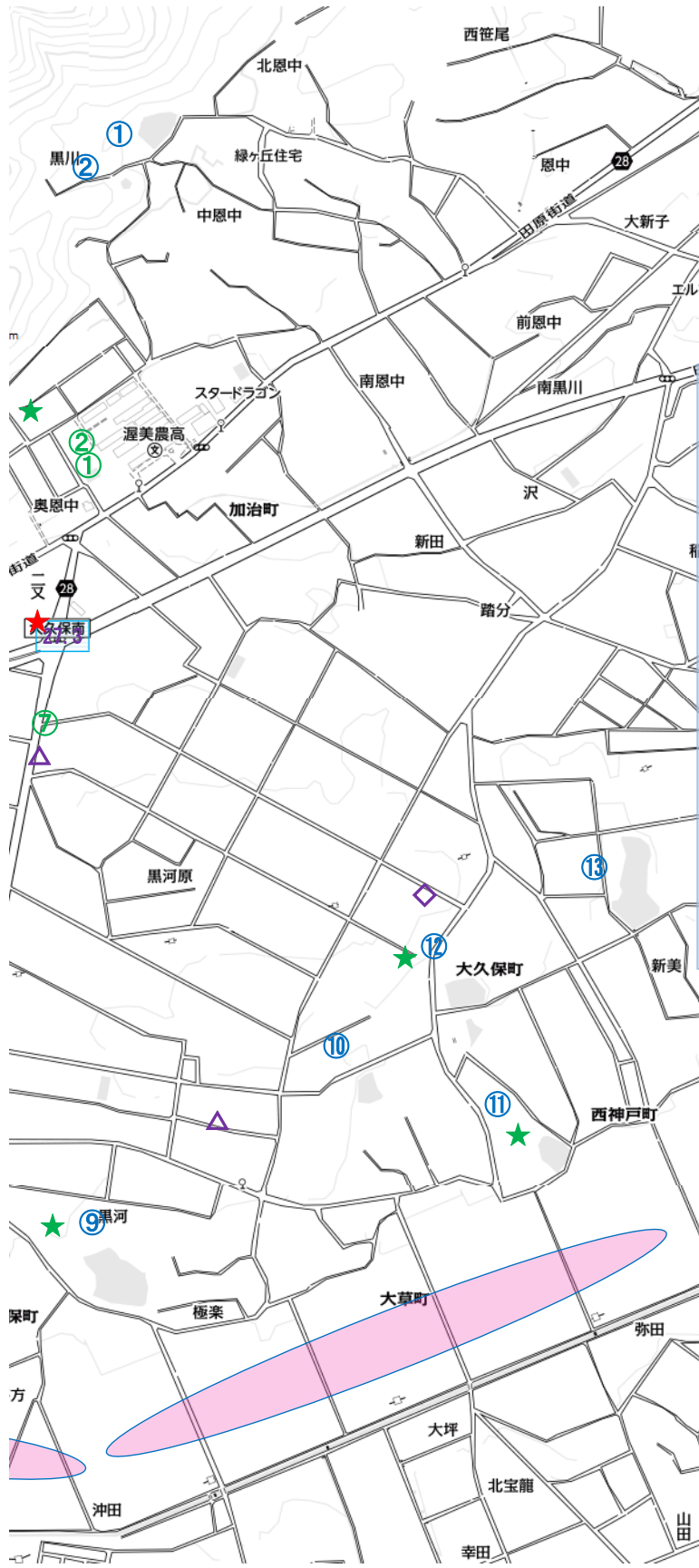
- ・児童生徒の命に関わる事件・事故等 → 警察署（110）
→ 学校携帯（080-7529-1968）
- ・児童生徒の救急事案 → 田原市消防本部（119）
- ・その他の緊急事態 → 田原市教育委員会学校教育課（23-3679）

※市教育委員会については対応できない場合があります。

校区地図

安心安全に学校生活をおくるために





- 子ども110番の家**
困った時は、かけこもう。
- ① 榊原ガソリンスタンド
 - ② 東愛知日産 田原店
 - ③ 白井とこ屋
 - ④ たかみ屋
 - ⑤ 美吉屋
 - ⑥ 富田組
 - ⑦ スズキ自販東海

- 池や貯水池 (ちょすいち)**
子どもだけで
釣りはしない
遊ばない
入らない
- ① 黒川池
 - ② 加治配水池
 - ③ 小洞 (しょうぼら) 池
 - ④ 大久保池 (水上池)
 - ⑤ 庚申 (こうしん) 池
 - ⑥ 姫栗 (ひめぐり) 池
 - ⑦ 神 (じん) 池
 - ⑧ 山田池
 - ⑨ 北ノ口池
 - ⑩ 庵池
 - ⑪ 祖父取 (そぶとり) 池
 - ⑫ 極楽池
 - ⑬ 新道池
 - ⑭ 貯水池

- 危険な場所**
- ★ とび出し危険
 - ★ 危険な遊び場
 - ★ 不審者
- 川では注意
 (1人で行かない、深い所に入らない)
- 急傾斜危険
- 土石流危険
- 17.7 海拔(m)

メール配信新規登録について

(携帯のメールアドレスを変えたとき) (ご家族の方が新たに登録したいとき)

1 QRコードを携帯カメラで撮影します。

(メールアドレス) p.thr-nambu-es@raiden3.ktaiwork.jp



2 空メールを送信します。

* iphoneの場合は件名が空だと送信できないので、

適当な文字「A」を入力するとよい。

3 ライデンから右のようなメールが届きます。(→)

* 下に出ているURLから、ユーザー登録画面へ入ります。

※実際は、このURLと異なります。

田原市立南部小学校保護者用連絡メール

メールサービスの仮登録が完了しました。
まだ登録は完了していませんので、
以下のURLから一週間以内に本登録を実施してください。
<https://raiden3.ktaiwork.jp/register/update?aid=482&uid=ce14d4de7259f72b5fbe6a2fcb99519dd4fccbe0>

4 右の入力例のように入力します。

* 自分のメールアドレスを確認します。

* 氏名 [必須] 欄には、

児童氏名 (続柄) を入力します。

例: ○○○○ (母)

○○○○ (父)

○○○○ (祖父)

○○○○ (祖母) など

* その他の情報の児童生徒氏名 1 ~ 4

には、児童氏名を入力します。

* なお、小学校に通う兄弟を全て入力し、

該当するグループを選んでください。

* 右は、新1年生と2年生、5年生に

兄弟がいる例です。

○メールアドレス

@

○氏名

[必須]

南部太郎 (母)

○その他の情報

児童生徒氏名 1

南部太郎

児童生徒氏名 2

南部二郎

児童生徒氏名 3

南部花子

児童生徒氏名 4

○グループ (複数選択可)

[必須]

1年生 (R〇〇入学)

2年生 (R〇〇入学)

3年生 (R〇〇入学)

4年生 (R〇〇入学)

5年生 (R〇〇入学)

6年生 (R〇〇入学)

R〇〇PTA役員

下校指導

コミュニティ

新1年生 (R〇〇入学)

5 「次へ」をクリックすると右のような内容確認画面に変わり登録ボタンをクリックします。

設定内容の確認

次の内容でよろしければ「登録」を、再度編集する場合は「戻る」を選択してください。

○メールアドレス

nambu-tarouhaha@tahara.ed.jp

○氏名

南部太郎（母）

○その他の情報

児童生徒氏名1：南部太郎

児童生徒氏名2：南部二郎

児童生徒氏名3：南部花子

○グループ

2年生（R〇〇入学）

5年生（R〇〇入学）

新1年生（R〇〇入学）

6 右の画面になり、手続きは終了します。

登録の完了
以上で登録手続きは完了です。

7 完了メールが届きます。

田原市立南部小学校保護者用連絡メールへの登録が完了致しました。

登録内容の変更・配信解除は次のリンク先にアクセスしてください。

<https://raiden3.ktaiwork.jp/register/update?aid=4>

8 迷惑メール設定をしている方は解除設定をしてください。

* 「p.thr-nambu-es@raiden3.ktaiwork.jp」を解除指定していただき、その後手順①に戻って手続きしてください。迷惑メール設定解除の仕方が分からない場合は、携帯の契約会社にお問い合わせください。

タブレット端末活用ルール ～安心してタブレット端末を使用するために～ (R5.4月版)

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレット端末を正しく活用していくことが大切です。タブレット端末はみなさんの学習を役立てるための道具です。そのため田原南部小学校では、『タブレット端末活用ルール』を定めました。

このルールを守り、タブレット端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1. 目的

- 学校で貸し出すタブレット端末は、学習活動に使うことが目的です。
(個人の持ち物ではないので、学習活動にかかわること以外に使いません。)



2. 使用について

- ・休み時間や放課後に使う時も先生が認めたこと以外に使いません。
- ・自分のタブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・持ったまま走ったり、地面に置いたりしません。
- ・タブレット端末の上に物を置きません。
- ・水をかけたり、湿気の多いところで使ったり、直射日光に当たるところに長時間置いたりしません。
- ・磁石をつけたり、近づけたりしません。
- ・使用後は、充電保管庫に入れます。
- ・なくしたり、ぬすまれたり、落としたり、水にぬらさないように十分気を付けます。もし、なくしたり、ぬすまれたり、こわれたりしたときはすぐに先生に言います。
- ・故意による故障の場合は、修理代を請求されることがあります。

3. ネットモラルについて

- ・パスワードは友だちに教えたり、聞いたりしません。
- ・自分や他人の個人情報（名前や電話番号、住所など）はインターネット上にあげたり、メールで送ったりしません。
- ・先生が許可したとき以外でカメラは使いません。
- ・カメラで誰かを撮影する時は、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。
- ・相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを書き込みません。
- ・インターネットには、制限がかけられていますが、もし怪しいサイトに入ってしまったときはすぐに先生に知らせます。

4. データの保存

- ・学校のタブレット端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動で先生が許可したものだけ保存します。

5. 設定の変更

- ・デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレット端末の設定を勝手に変えません。

6. 使用の制限

- ・『タブレット端末活用ルール』を守れないときは、タブレット端末を使うことができなくなります。

「タブレット端末活用ルール」は、令和3年3月に田原市教育委員会が定めた「タブレットを活用するために」を元に、田原南部小学校で作成しました。

タブレット端末の持ち帰りについて

1 持ち帰りの目的

- 学校での学習の補助をすることを目的としています。

2 持ち帰りの手順

- (1) 下校前に「googleフォーム」で持ち帰ることを担任の先生に伝えます。
- (2) クッション性のある袋に収納し、それをランドセルに入れて持ち帰ります。パソコン専用のバッグであれば手提げタイプも可ですが、持ち手のついていないバッグを小脇に抱えるような持ち帰り方はやめましょう。

3 使用上の注意

- ・家では、先生から指示された課題のみに取り組みます。
- ・30分につき1回は画面から目を離し、目を休めましょう。
- ・飲み物をタブレット端末の上にこぼしたり、画面を閉じる際に何かを挟み込んだりしないように、タブレット端末を使用する場所を選びましょう。
- ・どのような使い方をしているか、家の人にも見てもらいましょう。
- ・家庭のルールがある場合は、そのルールを守りましょう。



4 備考

- ・タブレット端末を保護するために、学校では気泡緩衝材（通称プチプチ）を用意していますが、登下校の状況に応じて専用のバッグ等を各家庭で用意してください。



田原南部小学校Q&A

<通常授業日>

Q 1 1年間、どんな行事があるの？

A 1 P T A総会要項24・27ページをご覧ください。

Q 1 暴風警報が発令されたり、大地震が起こったりしたときの対応は？

A 2 学校ガイドブック6ページをご覧ください。

Q 3 インフルエンザや新型コロナウイルスなどに感染したら？

A 3 「出席停止」になります。※詳しくは学校ガイドブック8ページをご覧ください。

例：インフルエンザ → 発症した後5日（発熱した日の翌日から5日）を経過し、かつ、解熱した後
2日経過するまで

病院でインフルエンザ等の診断を受けたら、速やかに学校へ連絡をお願いします。

Q 4 教科書をなくしてしまったら？

A 4 その場合は、保護者負担でご購入ください。

最寄りの教科書販売店（豊川堂等）でご購入いただけます。

※学校ガイドブック11ページをご覧ください。

Q 5 体操服や体育館シューズがほしいときは？

A 5 田原市内の販売店で取り扱っています。

詳しくは、学校ガイドブック12ページをご覧ください

Q 6 部活動を休むときは？

A 6 必ず部活動担当教員まで、連絡帳または電話でご連絡をお願いします。

Q 7 学校以外の相談窓口は、どんなところがありますか？

A 7 学校ガイドブック14ページをご覧ください。

Q 8 担任に直接連絡したいことがあるときは？

A 8 学校ガイドブック15ページの時間内にご連絡をお願いします。

<登下校>

Q 1 学校を欠席するときは？

A 1 必ず学校および通学班の班長さんに連絡をお願いします。

Q 2 登校時に大雨・雷がひどいときはどうしたらいいの？

A 2 安全が保証されるまで自宅待機させる、もしくは保護者が送り届けるなど、ご家庭で判断し対応してください。その際には遅刻扱いにはいたしません、学校は平常通り行きます。各班で連絡を取り合って、安全な登校をお願いします。詳しくは学校ガイドブック6ページをご覧ください。

Q 3 児童クラブをお休みするときは？

A 3 必ず学級担任まで連絡帳または電話でご連絡をお願いします。※児童クラブにもご連絡をお願いします。

Q 4 下校時に用事があるとお迎えに来たいのですが？

A 4 いっしょに帰る子が一人になる場合があるので連絡をいただきたいです。下校の途中でお子さんを車に乗せて帰ることのないようにお願いします。また、お迎えでの車の移動は徒歩で下校する児童がいなくなってからお願いします。

Q 5 下校時刻は何時頃になりますか？

A 5 学校ガイドブック5ページをご覧ください。

注) 部活動がある高学年は、日没時間を考慮して下校時刻が変わります。

<夏休み>

Q 1 プール開放はどうやっていくの？

A 1 通学班（児童クラブから向かう場合は児童クラブから）で集団登校します。

Q 2 プール開放に来ないときは？

A 2 学校に欠席連絡は必要ありませんが、通学班の班長さんに連絡をしてください。

Q 3 夏休みの部活動を休むときは？

A 3 必ず部活動担当教員まで電話でご連絡をお願いします。

<各種手続き>

Q 1 学校でケガをしたときは？

A 1 学校ガイドブック10ページをご覧ください。

Q 2 転校するときの手続きは？

A 2 学校ガイドブック11ページをご覧ください。

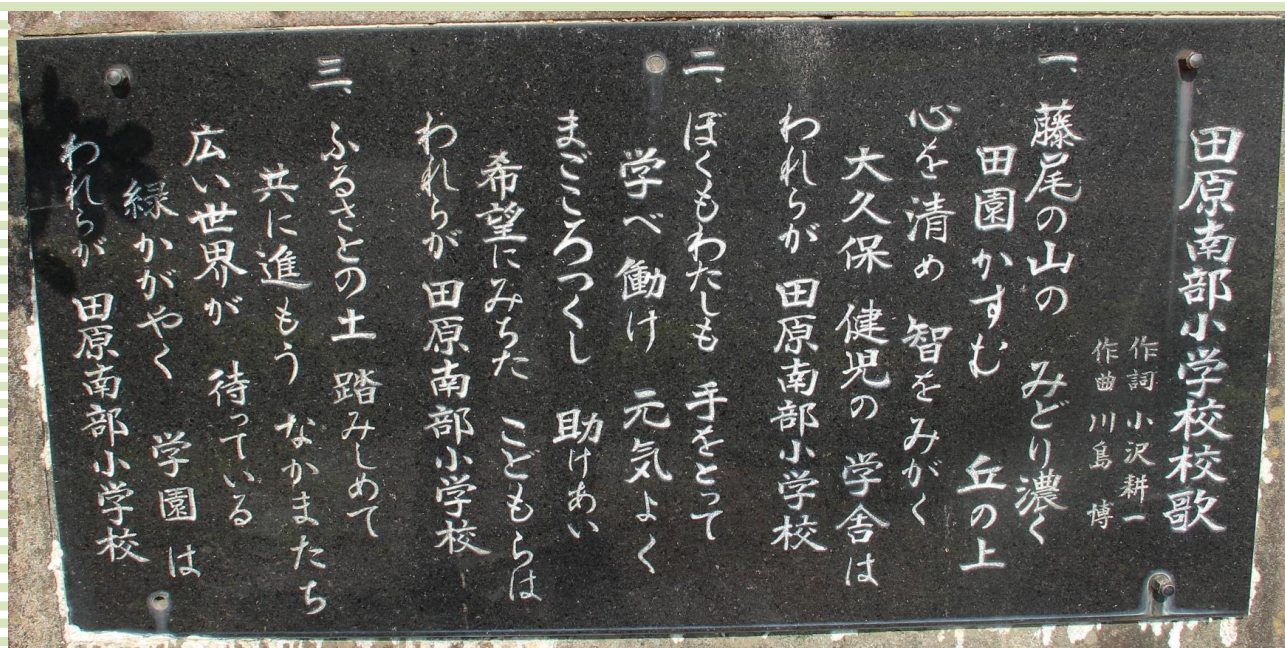
Q 3 就学援助制度は、どんな制度なの？

A 3 学校ガイドブック13ページをご覧ください。

Q 4 携帯電話をかえて、メール配信システムに再登録したいのですが？

A 4 学校ガイドブック18・19ページをご覧ください。





田原南部小学校校歌石碑

(昭和61年3月設置)



田原市立田原南部小学校

所在地 〒441-3427 愛知県田原市加治町奥恩中62番地17
電話 0531 - 22 - 0479
FAX 0531 - 22 - 6859
Email nambu-e@city.tahara.aichi.jp



←HP用
QRコード



←Blog用
QRコード